

# 共 生

黒木隆之 書

第 5 号

平成 24 年 10 月 1 日発行

発行人兼編集人 伊東安男

鹿児島県社会福祉施設経営者協議会

【事務局】

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町 1-7

県社会福祉センター内

TEL099-257-9885 FAX 099-250-9358

## 鹿児島県社会福祉施設経営者協議会青年経営者部会の活動について

鹿児島県社会福祉施設経営者協議会 青年経営者部会長 久木元 司



鹿児島県社会福祉施設経営者協議会青年経営者部会（以下、「本部会」という）のこれまでの活動について振り返るとともに、今後ますます多くの方々のご参画をお願いいたしたくご報告させていただきます。本部会は、鹿児島県社会福祉施設経営者協議会（以下、「県経営協」という）の内部組織として平成 10 年 4 月 8 日に発足致しました。全国組織としては全国青年経営者会が平成 7 年に発足し、活動が始まっており、その都道府県支部組織化の流れを受けての組織化でありました。

その当時は、全国でもまだ都道府県組織化は始まったばかりで鹿児島県の組織化は、九州では最も早く、全国的にも早い段階での組織化ができたことと記憶しております。当時の県経営協の役員の方々や鹿児島県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）の方々のご尽力のお陰であると改めて感謝を申し上げます。

これまで本部会では、社会福祉法人の「経営」を主眼に置いて様々な研修を重ねてきました。改正等に伴う各種福祉制度のタイムリーな制度研修、人事・労務管理に関する研修、社会福祉法人会計に関する研修、県内の民間企業のトップを招いてのマネジメント研修、また、県内外の福祉施設の視察研修など、部会員のニーズに即して福祉・医療関係者、大学教授、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、コンサルタント等、社会福祉法人経営に役立つ知識技能の向上や情報提供に努めて参りました。さらに全国青年経営者会の研修や活動への参画、九州ブロック主催の研修会などへの参加も積極的に行って参りました。このように研修を通じた知識技能の向上はもちろんですが、同じ志を持つ会員間の交流や懇親も大事な目的の一つであり、研修後の交流会なども活発に行っております。

私が本会に参画致しましたのは、全国青年経営者会の発足時でありました。県社協の方から若手法人経営者を対象とした組織が全国で立ち上がるので、参加してみてもどうかとの案内をいただいたのが、きっかけでありました。正に右も左もわからないまま参加したことを今でも思い出します。しかし、その時、強烈に感じたことは、世の中には福祉に対する強い情熱を持ち、なんてすごい人がいるのかという衝撃でありました。同じ福祉を志す若手経営者が、堂々と他では知りえなかった先進的な実践事例発表や現行制度に対する明確な提言を行う様を見て、自分自身を高められるステージを見出したような感覚を覚えました。その後、すぐに全国組織への入会をさせていただき、数多くの出会いもありました。また、全国の会活動での政策提言や組織強化、研修企画、広報などの活動・組織運営にも携わり、いろいろな勉強もさせていただきました。

このような機会もきっかけになって県組織化も実現でき、県内の福祉関係者との出会いも広がっていきました。県組織化に当たっては、苦労もありましたが、今思うといろいろな人と出会える喜びや自分たちの手で成し遂げられた達成感の方が大きかったように感じます。

本部会のいいところは、自分を高めようとする意思さえあれば、いくらでも高められるステージがあることだと思います。各種研修や委員会活動などは、意欲があれば誰でも参加できますし、自分の考えを発信することもできます。そういう意味では、資質向上、自己実現の場としては大変いい機会であると思います。

ご縁ありまして全国青年経営者会の会長を平成 19 年より仰せつかり早 3 期 6 年目を迎えております。会長として日々、1,100 を超える会員のご期待に応えるべく責任の重さを痛感しつつ、会員の皆様のご支援ご協力をいただきながら職務を全うしたいと考えております。関係各位のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

# 大震災被災施設への支援のお願い

## 引き続き「特別年会費の募集」と「介護職員の応援」

### 1 特別年会費

平成23年度から3年間、全国の会員法人から特別年会費として募集しています。各年度1億円ずつを計画していましたが、前年度は3千6百万円余にとどまりました。この使途については、その大半が応援職員のための仮設宿舍建設費に充てられました。今後とも、更なる復興・復旧支援の取り組みと将来の備えとして実施すべき調査研究事業等に充てるためのものですので、倍旧の御理解と御協力をお願いします。

後日、改めて会員各位あてをお願いすることとしますが、所期の計画額が達成できるよう、一口1万円とされているところ、例えば各法人の職員数1人当たり500円見当で積算した口数とされるなど、全国の会員一丸となって被災した仲間を支援しましょう。

### 2 職員派遣

避難などのため余儀なく離職した職員が多く、地域の福祉事情に答えきれない施設が多くある中、福島県相双地域の会員施設に介護職員を応援派遣するとの全国経営協の決定に基づいて、先に募集しましたところ数件の法人から応募がありました。九州ブロックとして取りまとめましたが、既に先行派遣した会員があり、今回の応募は一旦保留とされたところです。つきましては、改めて来年3月以降の期間に対して、九州ブロックとして協力要請いたしますので、その際は御協力願います。(なお、九州ブロックとして全国経営協に注文を付け、お国がら冬期と梅雨時期は避けてもらうこととします)

## 研修会終了報告

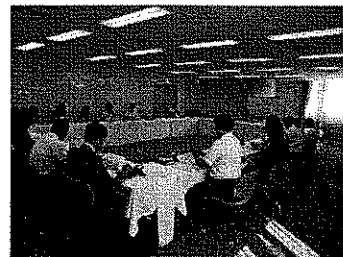
「第1回会計研修」に250名、「保育部会第2回研修会」に20名

「会計研修」については、今回も昨年度に引き続き「新会計基準」に限定したものとしました。新制度についてはこれまでの研修で説明してきましたので、今回は特に移行のための手順や見本となる数字をはめ込んだより理解しやすい解説としました。

移行進捗は、当初の予想に反し、今年度から採用した法人は数える程の少数で25年度移行予定についても果たして1割を超えるかというような状況が伺われます。25年、26年の2か年度の予算編成までは今のままでとの一種のゆとり感があるのでしょうか。会計ソフトの熟成待ち、あるいは先行法人を参考にとの思いもあるのでしょうか。今後の研修においても、最終27年度予算編成までの間は移行手順等に関する講義を含むものとなります。

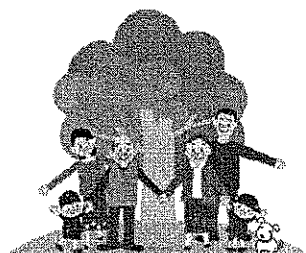
同時期に開催した「保育部会研修会」は本年度2回目の開催でした。保育所法人は他の種別に比べて経営協加入率が極端に低いことから、組織強化策の一環として加入促進をも見据えて実施しています。今回の内容は、県担当課による「保育行政に関する施策」、税理士による「保育所における新会計基準」、短大教授による「園内研修のすすめ方」として実施しました。

今後とも有意義で魅力あるセミナーや研修の開催に努めますので、多数の参加をお願いします。



望まれる現行制度の維持存続のためにも

地域貢献活動、社会貢献事業の上積み、充実を!!



「少子化と保育園経営」

吉田保育園園長 大丸 法照

当方の保育園は創立54年ですが、私が経営に携わるようになって約40年になります。この間、設置主体の法人化や施設の移転改築と、様々な変遷を経て今日に至っています。

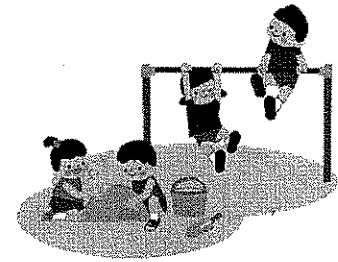
本園は、鹿児島市とはいえいわゆる過疎進行地域で少子高齢化が進み、平成24年度当初の地域の就学前児童総数は50人弱です。4月当初の本園入所児童総数59人のうち当該地域からの入所児童数は33人で、残り26人は校区外から11人、広域入所が15人という内訳になっています。

国は、保育所を制度化して以来様々な改革を実施してきました。平成の時代になって下げ止まらない少子化の一方で、都市部での待機児童問題が顕在化してきて、どちらかというところの対策に翻弄されてきました。核家族化やバブル崩壊も相まって、家庭保育の困難、経済状況悪化等による夫婦共働き世帯の増加などにより保育所への入所希望が増大しています。保育所の新設や施設整備等が追いつかずに、いわゆる待機児童が発生しているのです。しかし、そういう現象も子どもの絶対数の少ない地域にあってはそのまま当てはまるわけではありません。

平成16年11月の市町村合併により、本園も中核都市鹿児島市の84ヶ園の仲間入りをしました。『鹿児島市』といえば『待機児童』というイメージで、少子化とか定数割れとかはまだまだ先の話のように思われがちですが、少子高齢化は間違いなく進行しています。待機児童ということばが死語になる日もそう遠くないのは確実です。

本園をはじめ入所児童の不安定な園の抱える宿命的なものとして、職員定数の確保や地方園の職員採用の困難といった問題があります。また、待機児童対策で新設園の増加や既存園の定員増を図ったため、保育士の絶対数不足が新たな問題になってきました。

こうした諸々を踏まえて最近特に議論されてきた『子ども・子育て新システム』は、どうしても都市部中心の制度改革としか思えません。私も地方の施設経営者にとっては簡単に受け入れられるものではありません。国内の半数以上の保育園は地方に存在しているのですから、もっと時間をかけて議論してもらいたいと切望します。



福祉現場からの「提言」を求めます。

施設その他の福祉関係者・利用者による「スピーチコンテスト」を開催  
(県社協と県経営協の共催)



「第1回福祉の現場から私たちの提言『こころ豊かな鹿児島をめざして』」と銘打って、福祉現場や地域で日夜活躍されている方々などから、喜び、やりがい等を広く県民へ発信し、福祉の現場をより一層理解いただくことによって、今後、こころ豊かな鹿児島づくりのために共に考え共に行動できることを目標に実施します。

募集要項・詳細については近く広報されますが、コンテスト当日の最終的な発表（提言）者は10名を計画しています。10名に至る過程は、発表原稿の形で募集し選考委員により選ばれます。各関係者からの多数の応募をお願いします。

なお、当日、関係者の皆さんの多数のご来場も併せてお願いします。

開催日時：平成25年2月27日（水）、かごしま県民交流センター



## 『後援』を希望する場合に相談、活用を

### 「県経営協主催・共催・協賛・後援等に関する指針」を策定

広く開催される行事や催しにおいては、関連機関や協調団体などによる「共催」「協賛」「後援」という手法が多用されます。

このたび県経営協では標記「指針」を策定しましたので、会員法人・施設又はこれらで構成される組織・団体などが一定の規模で開催する催しについて、「後援(条件によっては協賛も)」というバックアップを検討・希望したい場合は、まず相談ください。紙面の関係で指針全文は掲載できませんので、特に「後援」に関する部分のみ要約して記します。(全文希望は事務局まで連絡を)

#### ◆後援の承認

会員、その他団体等が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、展示会、記念行事及び出版物等に関して、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれにも該当しないことを基準として個別に判断する。

##### ① 承認できる場合

イ) 施設等の利用者はもとより地域社会における福祉の充実に貢献し、もって、より健全な福祉社会の構築に貢献すると認められるとき

ロ) 公益性があると認められるとき

ハ) 会員にとって有益であると認められるとき

ニ) 本会の事業の目的及び内容に照らし特に必要と認められるとき

##### ② 承認できない場合

イ) 営利を目的とし特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき

ロ) その運営方法が公正でないと認められるとき

ハ) 座談会、単一の運動会・発表会のようにその対象が極めて限定されたものと認められるとき

ニ) その他、本会の事業の目的及び内容に照らし適当でないと認められるとき

#### ◆後援の対象が民間企業等の場合

対象となる事業の内容が広く福祉に関するもの、学術的内容又は公益的性格を有するものである場合は、内容によって判断するものとする。法人格を有しない任意団体の場合は、判断基準に照らし本会協議員会でその団体の適否を決定する。

#### ◆後援の内容

応援、援助の内容は、原則として名義の貸与及び機関紙などによる広報活動への協力とする。

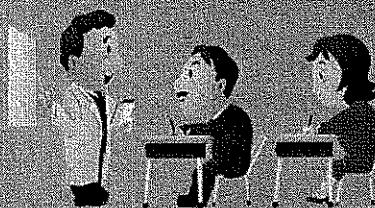
### 【県経営協】今年度後半のセミナー・会計研修の開催計画

#### ◇セミナー

- ・10月2日(鹿児島市) ※既報、締切済み
  - 社会保障と税の一体改革の影響(社会保障制度新時代)
  - 組織の活性化と人材育成
  - 企業のサバイバル(4つの企業を通して学んだ企業経営について)
- ・1月29日(鹿児島市)
  - 全国経営協会長
  - リスクマネジメント講師
  - 神村学園野球部監督
- ・2月3日(奄美市)
  - 保育・高齢者・障害者関係各講師
  - 県職員

#### ◇会計研修

- ・1月中旬(奄美市)
  - 決算事務、新会計基準移行事務その他、質問事項
- ・2月(鹿児島市)
  - 決算事務、新会計基準移行事務その他、質問事項



当会主催のセミナーや会計研修の案内については、各開催日のおよそ1月前までは、会員、非会員を問わず全ての施設に個別に通知しています。回覧、ご検討のうえ役員、職員の別なく多数の受講をお願いします。

社会福祉法人・施設のための「権限移譲」であれ！

法人（各施設は含まれない）に対する指導監査権限が「市」に移譲

住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理すべきとの方針に沿って、多くの事務・業務が市町村へ移譲されつつあります。福祉関係についても既に移譲されたものがありますが、来年4月からは新たに、社会福祉法に基づく「社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等」業務が市に移譲されます。（注；「法人」であり「施設」は含まれないこと。また、所在市の外に施設を有する法人も含まれないこと。なお、鹿児島市は中核市としてすでに所管している。）

注目すべきは、法人に係る指導監査業務が、これまでの県（地域振興局等）の所管からスムーズに移譲されるかということです。少なくとも当初段階における市担当者の経験・習熟不足は否めないし、専門職の育成が課題となるでしょう。身近な近隣職員の立ち入りによる監査は、法人側からすれば功罪合わせ持つのではとの危惧も生じましょう。公務員としての「守秘義務」の徹底並びに公明・公正な執行が望まれます。また、「法人は市、施設は県」と分割されますが、法人と施設の事務・業務は一蓮托生で深く関連どころか不可分のものもあり、受検者にとっては書類提示・説明などが重複し二度手間になるとの懸念があります。県、市合同班により法人、施設を合わせて監査するなど簡便策を検討して欲しい所以です。

身近な市町村への事務移譲は、処理時間の短縮、申請者の負担軽減、既存の市町村事務との一体的処理、地域実情を反映したきめ細かい事務処理、身近な窓口による対応の迅速化などメリットがありますが、このたびの移譲が、地域の最前線で福祉に貢献している社会福祉法人・施設にとって至便で発展的有益性のあるものであることを望んでやみません。

### 全国経営協の名称が変わる！？

#### 「全国社会福祉法人経営者協議会」？

施設運営の時代から法人経営の時代が変わっていることから、現状にマッチした名称にすべきとの議論があります。

また、社会福祉法人の強化を図るとの会の目的を明確に表現することは、多様な主体の参入が進行する中で社会福祉法人の特質をしっかりと発信していく必要があります。

変更については、全国総会での最終結論を経て決定の運びとなる見込みですが、今後は県経営協の名称変更も必要となることでしょう。

今日から、新「労働者派遣法」が施行

労働者保護に重点、受入施設の制約も強化

全国版「経営協情報 No6」にも掲載されましたが、10月1日（一部は27年）から改正施行になります。旧法に加え新たに課された11項目のうち、受入側が守るべき義務(○印)の他、主な項目は次のとおりです。

- 1 日雇い派遣は原則禁止
- ③ 離職後1年以内の職員を再度派遣受入は禁止
- ⑦ 受入側の都合で派遣解除する場合の代替措置
- 8 無期雇用への転換努力
- ⑩ 派遣会社への情報提供
- ⑪ 違法派遣を承知していた場合、受入側に責任



## 全社協発行の図書案内

### ◎会計関係

「新社会福祉法人会計基準 詳解」

→新基準を逐条解説→注解・運用指針と合わせて一つひとつ読み解く

「新社会福祉法人会計基準の実務 会計処理」

→法人会計を基礎から学ぶ→新基準に完全準拠

「新社会福祉法人会計基準への移行実務」

→移行について必要な実務を分かりやすく解説

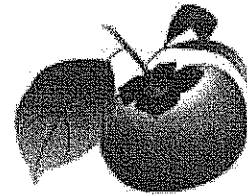
「社会福祉法人新会計基準 [Q & A・資料]」

→Q & A→関係通知等を網羅→新基準の基本的解説書

### ◎その他の図書

ホームページ「福祉の本出版目録」で検索

→福祉関係図書700冊を検索可能



### ◎申込み・購入

書店、ホームページ又は全社協出版部受注センターへ問い合わせ

## 事務局便り

### 【前号発行後の経営協の取組み】

月 日	行事名	場 所	主な内容等
7月23日	第1回会計研修	鹿児島サノイアルホテル	新会計規準
7月26日	第2回保育部会研修会	アバンポートホテル鹿児島	福祉施策、会計、園内研修
8月8日	経営協事務局長会議	福岡	被災施設応援派遣、規程制定
8月29, 30日	経営協九州ブロック会議	福岡	各福祉施策協議、各県事項協議
9月11日	スピーチコンテスト協議	青少年会館	コンテスト開催協議
9月24, 25日	経営協全国大会	静岡	1,500名参加(計画)

### 【これからの経営協の取組み (予定を含む)】

月 日	行事名	場 所	主な内容等
10月2日	経営者セミナー	城山観光ホテル	社会保障、組織活性化、企業経営
10月3日	県予算・主要事業要望	鹿児島市	自民党県支部連合
10月26日	会計研修	サノイアルホテル	新会計基準、指導監査、他
1月中旬	会計研修	奄美市	決算事務、他
1月29日	経営者セミナー	鹿児島市	全国経営協会長、他
2月3日	経営者セミナー	県立奄美図書館	各種別関係講師
2月	会計研修	鹿児島市	決算事務、他
2月27日	スピーチコンテスト	県民交流センター	福祉現場からの提言

### 編集後記

当機関紙「共生」は本号で第5号目となりました。「経営協」の存在意義を示しながら、会員メリットの還元を通じて更なる法人力強化・組織強化を図るために発刊しました。身近な情報、主要施策の再掲など、今後とも少しずつでも充実させていきたいと考えております。

投稿などご意見がありましたら事務局までお知らせください。また、非会員につきまして経営協加入のご検討を引き続きお願いします。